

千葉大学大学院医学研究院倫理審査委員会審査等実施細則

平成19年12月10日
制定

(趣旨)

第1条 この細則は、千葉大学大学院医学研究院における倫理審査等に関する規程第2条第2項に基づき、千葉大学大学院医学研究院倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び倫理審査の実施手続き等に関し必要な事項を定める。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- 一 医学研究院及び医学部附属病院（以下「医学研究院等」という。）で行われる人を直接対象とした医学の研究（以下「研究」という。）に関すること。
- 二 その他委員会が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 医学研究院等の教授 5名
 - 二 医学研究院等以外で倫理及び法律面の有識者 2名
 - 三 その他委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の委員は、男女両性により構成し、女性委員を1名以上含むものとする。
- 3 第1項の委員は、医学研究院長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 委員長は、第6条第3項の専門的事項を調査検討するため、委員会構成員とは別に、医学研究院等の教員の内から3名以内の者に専門委員を委嘱することができる。

(申請手続及び審査等)

第6条 医学研究院等において研究を行おうとする個人又は団体の責任者（以下「研究責任者」という。）は、事前に医学研究院長の承認を受けるための申請をしなければならない。承認された研究の計画を変更する場合においても同様とする。

- 2 医学研究院長は、研究責任者からの申請書を医学部附属病院長と協議のうえ受理したときは、承認又は不承認その他研究に関し必要な措置を決定するに当たり、委員会に意見を求めるものとする。
- 3 医学研究院長は、前項の規定により受理した申請書が他の研究機関との共同研究に係るものであったときは、承認又は不承認その他研究に関し必要な措置を決定するに当たり、当該他の研究機関に設置された倫理審査委員会に意見を求めることができる。
- 4 委員会は、医学研究院長から意見を求められた申請書の内容について、倫理的・法的・社会的・科学的観点から次の各号に掲げる事項に留意して審査を行う。
 - 一 研究の科学性

- 二 研究の対象となる個人の人権の擁護
 - 三 対象者に理解を求める方法
 - 四 研究によって生じる個人への不利益及び危険性に対する配慮
- 5 委員長は、審査後速やかにその結果を、医学研究院長に報告し、必要に応じて意見を述べるものとする。
- 6 医学研究院長は、委員会（第3項の規定により他の研究機関に設置された倫理審査委員会に意見を求めた場合にあっては、当該他の研究機関に設置された倫理審査委員会）の審査結果及び意見を尊重して、研究の実施又は承認された研究の計画の変更について可否等を決定し、医学部附属病院長及び医学研究院教授会に報告するとともに、研究責任者に通知する。
- 7 研究責任者は、研究を終了し、又は中止したときは、速やかに医学研究院長に報告しなければならない。
- 8 医学研究院長は、前項の報告を受けたときは、委員会に報告する。

（議事）

- 第7条 委員会は、原則として委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 審査の判定は、出席委員全員の合意による。ただし、審議を尽くしても出席委員全員の合意を得ることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、重要事項については、委員全員の合意によるものとする。
- 4 委員会は、研究責任者の出席を求め、実施計画の内容について説明させることができる。
- 5 委員会は、必要と認めたときは、第5条に定める専門委員を討議に参加させ、意見を述べさせることができる。ただし、審査の判定に加えることはできない。
- 6 審査経過及び判定は記録として保存し、必要に応じて公表することができる。

（緊急審査及び迅速審査）

- 第8条 委員長は、緊急を要する審査の依頼があった場合は、各委員に申請資料を配付し意見を求める審査方法により判定することができる。
- 2 前項によりがたい場合は、委員長は、副委員長及び委員長の指名する委員1名と協議のうえ判定することができる。
- 3 委員長は、次の各号に該当する審査申請があった場合は、前項の手続きを準用して判定することができる。
- 一 研究計画の軽微な変更の審査
 - 二 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査
 - 三 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を他の共同研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査
- 四 その他研究院長が認めた研究計画の審査
- 4 前3項により判定を行ったときは、事後速やかに研究院長に報告しなければならない。

（実施制限）

- 第9条 研究責任者は、承認（条件付承認を含む。）の判定を得なければ、当該研究等を実施することはできない。

（事務）

- 第10条 委員会の事務は、医学部事務部において処理する。

（雑則）

- 第11条 この細則に定めるもののほか、委員会及び審査手続き等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年11月1日から施行する。